

国民年金保険料の所得控除について

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除を受けるには、保険料を納めたときに交付される領収書や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は社会保険庁から送付されます。

○ 送付時期

平成20年1月1日から9月30日までに
国民年金保険料を納付した方

→ 平成20年11月上旬に送付されています。

（すでに控除証明書が送付された方で、その後納付された分については領収書を使用ください。）

平成20年10月1日から12月31日までに
国民年金保険料を納付した方

→ 平成21年2月上旬に送付されます。

国民健康保険からのお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1868

〈こんな時には14日以内に届出を！〉

国保に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた時。
- ・他の市町村から転入した時。
- ・子どもが生まれた時。
- ・生活保護を受けなくなった時。

国保をやめる場合

- ・職場の健康保険などに加入した時。
- ・他の市町村に転出する時。
- ・国保の被保険者が死亡した時。
- ・生活保護を受け始めた時。



- ◎ 加入の届出が遅れると、資格を得た時点までさかのぼって保険税を支払わなければなりません。
- ◎ やめる届出が遅れると、保険証が手元にあるため、それを使って診療を受けてしまう方がいます。このような時は、国保で負担した医療費を後程返していただくことになります。

〈出産育児一時金について〉

平成21年1月に産科医療補償制度が開始されたことに伴い、分娩費の上昇が見込まれることから、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産については、38万円が支給されます。加入している分娩機関では、分娩費支払の際の領収書に制度対象分娩であることを証明する印が押印されますので、出産育児一時金支給申請の際に提示してください。

なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合、及び妊娠12週以降の死産・流産の場合は従来どおり35万円が支給されます。

〈70歳から74歳までの方の窓口負担の特例措置の延長について〉

70歳から74歳までの方が医療機関等で診療を受けた時にお支払いただく窓口負担については、平成20年4月から2割負担とされましたが、特例措置として平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれています。（3割負担の方は除きます。）この特例措置が平成22年3月までの1年間延長されることが政府において正式決定されました。

この決定に伴い、該当する方には3月末日までに新たな高齢受給者証を再発行します。